

令和8年度福祉活動支援基金助成事業の助成方針

1 助成対象

助成対象は、高齢者・障害者・児童・生活困窮者など狭義の福祉事業だけでなく、地域のつながりに資する事業など広義の福祉事業とし、次の事業を優先して採択する。

(1) 地域課題の解決

地域社会のつながりの希薄化や生活課題を抱えた人への支援といった地域課題の解決や地域社会の維持に向けた効果が期待できると認められるもの

(2) 継続性・発展性

一過性の活動ではなく、様々な機関・団体との連携を図ることなどにより、継続性・発展性が認められるもの

(3) 自助努力の有無

財源確保等、当該団体の自助努力が認められるもの

2 助成の取り扱い

(1) 「研修・イベント・広報啓発等」の事業として申請されたもののうち、交流等を目的に定期的に実施される事業については「小地域福祉・交流活動」に準じて取り扱う。

(2) 20万円を超える備品購入については、20万円を超える額を2/3に減額する。

3 同一事業に対する継続助成の考え方

(1) 前年度の事業実施効果が高く、引き続き高い実施効果が見込まれる事業については、継続して助成することができる。

ただし、申請状況等に応じて、下記ア～ウを優先して助成することができることとする。

ア 困難を抱える人への支援の取り組み

イ 地域活動の継続に寄与する取り組み

ウ 広域的又は公益性の高い取り組み

(2) 同内容、同規模の事業であれば前年度の助成額以下とする

4 不採択とする事業

本事業の財源が限られること等から、次の事業については、不採択とする。

(1) 助成対象とならない事業

- ・福祉サービス事業所の環境改善や経営改善を図るための事業
- ・四国大会や全国大会に係る運営経費の一部助成事業
- ・制度サービスとして実施される事業

(2) 審査において不採択とする事業

- ・実施方法を工夫することで自主財源等での対応が可能な事業
- ・対象者や目的が限定的で効果が余り期待できない事業
- ・活動内容に対して適切な物品購入でないもの

(3) 助成対象とならない経費

- ・法人等の経常的経費（例：法人職員への人件費、事務所の家賃・水道光熱費等）
- ・汎用性が高く、目的外の使用が想定されるOA機器等（例：パソコン、プリンター、プロジェクター等）の購入費
- ・飲食費（例：講師用の弁当・飲料、茶菓子等）
- ・参加賞等の景品代